www.pwc.com

JCCIバンガロール インドにおけるPE課税

2015年2月11日 (水)

プライスウォーターハウスクーパースインド 日本国公認会計士 山崎 潤



本日のテーマ

セクション1 恒久的施設 (PE)とその種類

セクション2 PE課税事例とその対策

セクション1 恒久的施設(PE)とその種類

PEとは何か

- PEとは、Permanent Establishment(恒久的施設)のことを指します。
- 日印租税条約第5条では、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいうとされています。
- 例として、事業の管理の場所、支店、事務所、工場、作業場などが 挙げられています。
- 日印租税条約によれば以下のケースは除外されています。
 - ✔ 商品の保管または展示のためにのみ施設を利用する場合
 - ✔ 情報収集することのみを目的として活動する場合
 - ✓ 準備・補助的な活動のみをする場合

PE認定を受けるとどうなるのか

インドにおけるPE認定



インドで獲得したと看做される所得の計算



所得に対して40%(実効税 率44%)の納税

- PEなければ課税なし。
- 日印租税条約7条に基づき、PEを通じて得た所得についてはインドで課税することができるとしていることから、インドではPEの範囲が広く解される傾向にあります。
- PEと認定されるとインドで発生したと看做される利益に外国法人の税率で課税されることになります。

PE**の種類**

PEの種類	概要
Fixed Place PE 一定の場所	インドに事業を行う一定の場所を持つ場合、PEとされます。
Installation PE 建設作業等	インドで建設・据付・組立工事について、 6ヶ月を超えた場合、PEとされます。
Service PE サービス	日印租税条約には規定がありません。
Agency PE 代理人	独立していない会社と従属した関係のインドにおける代理人がPEとされます。

PE**の判断基準**

PEは事実認定の問題であることから、個々のケースにおいて個別に判断されることになります。

- インドに事業を行う一定の場所があるかどうか
- 一定の場所が行っているのは情報収集などの活動かどうか
- インドで6ヶ月を超える建設作業等があるかどうか
- インドにコントロールしているような従属的な代理人がいるかどうか
- その他

セクション2 PE課税リスクとその対策

PE課税リスクとその対策の概要

インド税務当局は外国企業への課税に積極的であり、移転価格や恒久的施設に注目して、強い姿勢を示しています。支店やプロジェクトオフィスを設置していない場合でも、PEと認定されて、課税されるケースも増えており、税務訴訟も多く存在しています。



日系企業としては、PE認定を受けないよう各種のリスクを分析し必要な対応を行うことが望まれます。(契約内容の再検討、出向者・短期出張者の業務内容の精査、費用の決定・支払方法の改善等々)

PE**認定の事例**

恒久的施設として支店またはプロジェクトオフィスを設置している場合。

駐在員事務所を設置しているが、営業活動を実施していると判断された 場合。

インド国外から出張ベースでインドに人材を派遣し建設作業等をサポートしている場合。

駐在員を現地法人に派遣しており駐在員の活動が、親会社の代理的活動を行っていると判断された場合。

販売代理店に契約条件を決定する権限を持たせ代理で反復継続的に注文を獲得していると判断された場合。

判例のご紹介

判例

セントリカ・インディアの判例

モルガンスタンレー・インディアの判例

テーマ

出向者PEと役務提供の対価

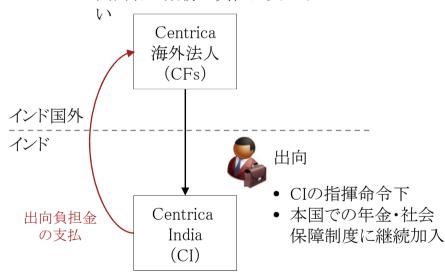
出向者PEとPEの帰属所得

セントリカ・インディアの判例

概要

設立後数年間にわたり事業の管理のために従業員を出向

- 出向者に給与を支払う
- 出向者の業務に責任は負わな



• CIは出向者を実質的に解雇 する権利はない

論点

- 1. CFsはインドでPEを有するか
- 2. 出向者が提供した役務は技術上の役務に該当するか

か 論点1に対するデリー高等裁の判断

CFsが出向後も給与を支払っており、 またCIは出向者 を実質的に解雇する権利はない等、出向者の実質的 な雇用者はCFs

=> 出向者はサービスPEに該当

論点2に対するデリー高等裁の判断

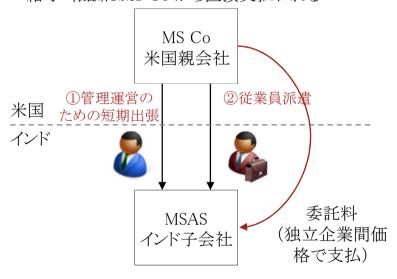
- 出向者がCIにおいて行っている業務は、CFsの従 業員としてCIに提供されている
- CIは設立後間もないため、出向者は自らがもつ技術的な専門性やノウハウをCIの他の従業員に提供している
 - =>出向者が提供した業務は技術上の役務に該当

モルガンスタンレー・インディアの判例

概要

派遣スタッフは

- 顧問契約上、MS Co に雇用されている
- 給与・報酬はMS Coから直接支払われる



MS Co から以下の業務を受託

- バックオフィス調査
- 口座管理
- IT関連サービス

論点

- 1. MS CoはインドでPEを有するか
- 2. PEを有する場合、PEに帰属する所得額は(独立 企業間報酬の支払以外に追加所得は必要か?)

論点1に対する最高裁の判断

①管理運営のための短期出張

MS Coの従業員はMS Coの利益を保護しているだけでありMS CoがMSASに役務を提供しているとはみなされない。

②従業員派遣

MSASに駐在する従業員は、MS Coの給与体系に組み込まれており、またMS Coに対する職務上の権利を有している => サービスPEに該当

論点2に対する最高裁の判断

- 委託料の金額に機能とリスクを適切に反映されていれば、PEに追加で帰属する利益はない
- =>PEに追加的利益なし



This publication does not constitute professional advice. The information in this publication has been obtained or derived from sources believed by PricewaterhouseCoopers Private Limited (PwCPL) to be reliable but PwCPL does not represent that this information is accurate or complete. Any opinions or estimates contained in this publication represent the judgment of PwCPL at this time and are subject to change without notice. Readers of this publication are advised to seek their own professional advice before taking any course of action or decision, for which they are entirely responsible, based on the contents of this publication. PwCPL neither accepts or assumes any responsibility or liability to any reader of this publication in respect of the information contained within it or for any decisions readers may take or decide not to or fail to take.

© 2015 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.